

申告 **あ** **ら** **か** **る** **と**?

～寄附金控除と住宅ローン控除について～

●寄附金控除が変わりました

「ふるさと納税」制度に対応し、都道府県・市区町村に対する寄附金控除が改正されました。

◆主な変更点

- 寄附金控除の対象となる寄附金が拡充されました。
- 市県民税では、寄附金控除がこれまでの「所得控除」から「税額控除」に変更されました。

◆制度の概要

都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、5千円を超える部分について、市県民税所得割のおよそ10%を上限として控除されます。

◆手続き

寄附金控除を受けるためには、寄附をされた都道府県や市区町村が発行する領収書や寄附金証明書等を添付して、申告を行ってください。

※「ふるさと納税」の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

●市県民税の住宅ローン控除は、毎年申告が必要です

平成11年から18年末までに入居した人で、所得税から住宅ローン控除が控除しきれなかった場合は、申告により市県民税からも控除できる制度があります。控除を受けるためには、毎年申告をしていただく必要があります。

◆確定申告をする人

確定申告と併せて申告してください。

◆確定申告をしない人

税務課市民税係または総合事務所市民窓口課税務係に、年末調整済みの源泉徴収票（原本）と印判（スタンプ印は不可）を持参のうえ、住宅ローン控除の申告をしてください。確定申告をしない人に限り、2月4日、10日、18日、25日、3月4日、11日の時間延長窓口（本庁）でも19時まで受け付けます。

※市県民税の住宅ローン控除では、今年6月に課税される市県民税が減額されます。所得税のように、現金で税金が還付されることはありません。

◇市県民税の申告が必要な人

平成21年1月1日現在で市内に住所のある人は、市県民税の申告が必要です。昨年1年間に収入がない場合でも、国民健康保険や後期高齢者医療に加入している人、所得証明書などが必要な人は申告が必要となります。ただし、次の人は除きます。

- 所得税の確定申告をした人
- 収入が給与や公的年金だけで、事業所などから給与支払報告書または公的年金支払報告書が市に提出されている人

※給与所得以外の所得が20万円以下の場合、確定申告をする必要はありませんが、市県民税の申告は必要です。

■国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険に加入している人は、税法上の申告義務が免除されている場合でも、前年中の所得を申告してください。未申告のままですと、適正な保険料賦課ができないだけでなく、保険料の軽減判定、高額療養費の限度額の算定において不利益な扱いを受けるおそれがあります。国民健康保険事業の健全な運営のためにも、お手数ですが申告をお願いします。

☎ 国保年金課賦課収納係 (☎ 82-1177)

◇所得税の確定申告が必要な人

- 商業、農業、漁業等の事業所得があった人や、地代、家賃、不動産の売却などによる所得があった人で、各種所得の合計金額が所得控除の金額を超える人

※給与所得者については、年末調整で清算されるので確定申告をする必要はありませんが、次のような場合は確定申告が必要です。

- 平成20年中の給与収入が2,000万円を超える人
- 給与を1か所から受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得が20万円を超える人
- 給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える人

◎税金はどんな場合に戻ってくるの？

次のような場合には、確定申告をすると給与や公的年金から源泉徴収された所得税が戻ることがあります。

- 年の途中で退職した後、再就職していない場合
- 一定の額以上の医療費を支払った場合
- 住宅ローンを使ってマイホーム等を取得した場合
- 災害や盗難等の被害を受けた場合